

浦安市避難所運営従事者保険 Q & A

NO	内容	質問	回答
1	被保険者	福祉職など業務として避難支援をおこなう者を被保険者に含めることはできますか？	できません。 保険種類は、ボランティア活動保険のため、無報酬のボランティアが対象となります。
2	被保険者	民生委員が対象外となっている理由は何ですか？	民生委員は、専用保険制度があり、重複となるため対象外としています。
3	被保険者	市政協力員（報酬あり）は対象となりますか？	対象となります。 被保険者は無報酬のボランティアとなります。
4	被保険者	自治会自主防災組織に加入していなくても補償の対象となりますか。	自治会自主防災組織に加入している方を補償の対象としています。なお、保険適用の対象となる場合は、自主防災組織に避難支援者従事名簿の提出をお願いすることがあります。
5	補償内容	災害発生のおそれがある状況で、市長が避難情報を発令する前に、自主的に <u>避難支援をおこなった場合は対象となりますか？</u>	対象となります。 以下のいずれかの状況下において、避難支援活動に従事していることが条件となります。 ・市長が避難情報を発令しており避難所を開設している ・災害が発生している ・災害発生のおそれがある
6	補償内容	災害発生のおそれがある状況で、市長が避難情報を発令する前に、自主的に <u>避難をしている場合にケガをした場合は対象となりますか？（避難支援活動には従事していない）</u>	対象となります。 ただし、早期の自主避難を妨げるものではありません。
7	補償内容	浦安市が開設した避難所ではない場所へ避難した際も、補償の対象になりますか？	補償の対象になります。以下のいずれかを満たせば問題ありません。 ・市長が避難情報を発令し避難所を開設している、 ・災害が発生している ・災害発生のおそれがある
8	補償内容	浦安市外の避難所等での避難支援活動は対象になりますか？	対象となります。
9	補償内容	避難支援活動を行ったことに起因して病気を患った場合、補償対象となりますか？	対象となります。 あくまでも避難支援に従事している際のケガ、賠償責任に備える内容です。
10	補償内容	平時の自治会の活動での事故も補償されますか？	対象となります。 平時の自治会活動においては、各組織において別途「自治会活動保険」をご検討ください。
11	補償内容	保険を利用するにあたり、市への必要な手続きはありますか？ また、保険料は誰が支払っているのですか？	平時は特に必要な手続きは不要ですが、事故等が発生した場合、事故報告書兼確認書（市公式ホームページ掲載）を危機管理課へご提出ください。治療先の領収書、賠償事故の場合は写真なども合わせてご提出ください。 また、この保険は浦安市が契約者として保険料の支払いをしています。
12	補償内容	保険会社の審査結果前に治療を進めていいのでしょうか？ また、保険金の請求にあたり、請求期限（時効）はありますか？	ケガをされていれば治療は進めていただいて構いませんが、最終的な有無責判断は保険会社で行いますので、支払対象とならない場合もあります。なお、請求権の時効は3年となります。
13	補償内容	平時の避難訓練には、避難行動の訓練を含まない防災訓練は対象になりますか？ (例) 消火訓練、組立トイレ設置訓練、炊き出し訓練等	左記に例に挙げた防災訓練は対象となります。 発災時に補償する活動と同じ内容の訓練かどうかで対象か判断します。 判断に迷う際は危機管理課までご相談ください。